

稲沢市監査公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月29日

稲沢市監査委員	小島通
同	苗村眞
同	野々部尚昭

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマ

報償費の支出について

第3 監査の目的

報償費は、研修会、講演会等の謝礼や事業協力に対する謝礼など、提供を受けた役務への対価のほか、褒賞、奨励金などとしても支出されている。

これらは、物品の購入や請負等の契約行為とは性格が異なり、拠るべき基準が乏しく、請求に基づくものでもないため、各部署の支出単価等は裁量によるものが多い。

このような状況を踏まえ、報償費の支払いについて金額の決定根拠を精査し、事業の適正な執行の確保を目的として、行政監査を実施するものである。

第4 監査の対象

一般会計及び特別会計において、令和元年度に支出があった報償費に関する調査を全ての部局に対して行った。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種行事が中止または縮小されたことから、対象は令和元年度分とした。

第5 監査の実施期間

令和2年11月13日から令和3年1月25日まで

第6 監査の方法

令和元年度予算で報償費を計上している各課に調査票を送付して回答を求め、内容の確認及び集計をするとともに、必要に応じて関係帳簿等の調査を行い、関係職員から説明を聴取した。

第7 説明聴取日及び場所

1 監査委員による監査

令和3年1月25日 監査委員事務局

2 補助職員による監査

令和2年12月17日 監査委員事務局

第8 監査の着眼点

- 1 支出金額の根拠となる要綱等は定められているか。要綱等の定めがない場合は、どのような手続きを経て額が決定されているか。
- 2 支出科目は講師謝礼、謝礼、報償費、奨励金、記念品等で適切に区分されているか。
- 3 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除は適正に行われているか。

第9 監査の結果

1 報償費の支出状況について

全体調査として、一般会計及び特別会計において令和元年度に支出があった報償費について、あらかじめ設定した着眼点に基づいた調査票により、各課の支出状況の調査を行った。

調査結果は、以下のとおりである。

(1) 形態別支出状況

報償費の支出の形態としては、金銭、金券及び物品によるものがある。形態別の支出状況については第1表のとおりである。

件数は197件あり、金銭による支出が162件（82.2%）と最も多く、次いで物品が30件（15.2%）となっている。

支出額は金銭による支出が233,787,720円（87.9%）と最も多く、次いで物品が30,756,715円（11.6%）となっている。

金銭による支出のうち、主なものは次のとおりである。

区長報償費	52,000,200円
学校医師等報償費（小学校）	42,069,990円
リサイクル資源収集報償費	23,946,990円

金券による支出のうち、主なものは次のとおりである。

成人式等記念品（図書カード）	1,001,918円
謝礼（商品券）	155,500円

物品による支出のうち、主なものは次のとおりである。

謝礼（ふるさと応援寄付金返礼品）	23,770,246円
敬老記念品（毛布及びタオル）	1,424,109円
卒業記念品（英和辞典）	1,202,899円

第1表 形態別支出状況

形態	件数	構成比(%)	支出額(円)	構成比(%)
金 銭	162	82.2	233,787,720	87.9
金 券	5	2.6	1,275,918	0.5
物 品	30	15.2	30,756,715	11.6
合 計	197	100.0	265,820,353	100.0

※件数は各課から提出された調査票の回答1項目を1件として扱った。

なお、同形態内において同一事業を複数項目で回答している場合は1件に集約した(第2表以降も同様)。

※合計金額は、令和元年度決算額(一般会計と特別会計の合計)と一致する。

(2) 細々節区分別支出状況

報償費は本市の細々節区分で研修及び講演等に対する「講師謝礼」、事業実施の協力の謝礼としての「謝礼」、学校医や各種委員への「報償費」、褒賞の「記念品」、一定の行為を奨励する「奨励金」等に大別される。令和元年度の報償費の細々節区分別支出状況は第2表のとおりである。

件数は「講師謝礼」が最も多く84件(42.7%)、次いで「謝礼」が54件(27.4%)となっている。

支出額は「報償費」が最も多く180,964,704円(68.1%)、次いで「謝礼」が33,976,429円(12.8%)となっている。

なお、その他1件は数え年88歳及び100歳以上の者に支給する敬老金である。

第2表 細々節区分別支出状況

細々節区分	件数	構成比(%)	支出金額(円)	構成比(%)
講師謝礼	84	42.7	11,128,660	4.2
謝 礼	54	27.4	33,976,429	12.8
報 償 費	42	21.3	180,964,704	68.1
記 念 品	13	6.6	6,048,592	2.3
奨 励 金	3	1.5	25,271,968	9.5
そ の 他	1	0.5	8,430,000	3.1
合 計	197	100.0	265,820,353	100.0

(3) 部別支出状況

部別による支出状況は第3表のとおりである。

件数は教育委員会が83件(42.1%)と最も多く、次いで子ども健康部が32件(16.3%)となっている。支出額は市長公室が78,527,856円(29.5%)と最も多く、次いで教育委員会が71,974,536円(27.1%)となっている。

第3表 部別支出状況

部 名	件 数	構成比(%)	支出金額(円)	構成比(%)
市長公室	25	12.7	78,527,856	29.5
総務部	5	2.5	289,579	0.1
市民福祉部	22	11.2	28,033,259	10.6
子ども健康部	32	16.3	26,712,888	10.1
経済環境部	14	7.1	53,485,494	20.1
建設部	3	1.5	1,034,000	0.4
議会事務局	1	0.5	100,000	0.0
選挙管理委員会事務局	8	4.1	332,078	0.1
消防本部	4	2.0	5,330,663	2.0
教育委員会	83	42.1	71,974,536	27.1
合 計	197	100.0	265,820,353	100.0

2 支出金額の決定について

(1) 支出金額の根拠の有無

報償費を金銭で支出するにあたり、金額の決定根拠となる要綱等の定めの有無については第4表のとおりである。

要綱等の定めがある報償費は60件(37.0%)、定めがない報償費は102件(63.0%)となっている。

第4表 金額の決定根拠となる要綱等の有無

支出根拠となる要綱等	件 数	構成比(%)
要綱等の定めがある	60	37.0
要綱等の定めがない	102	63.0
合 計	162	100.0

- (2) 要綱等の定めがない場合における支出金額の決定方法について
要綱等の定めがない場合における報償費の支出金額の決定方法は第5表のとおりである。

件数は「見積徴取又は相手との協議」により決定したケースが73件(71.5%)と最も多くなっている。次いで、「課で独自に作成した内規」が7件(6.9%)、「県、他市、他課等を参考」が7件(6.9%)、「過去の実績を参考」が7件(6.9%)となっている。

第5表 要綱等の定めがない場合における報償費支出額の決定方法

決定方法	件数	構成比(%)
見積徴取又は相手との協議	73	71.5
課で独自に作成した内規	7	6.9
県、他市、他課等を参考	7	6.9
過去の実績を参考	7	6.9
他条例等に準じる	6	5.9
社会通念上	2	1.9
合計	102	100.0

3 細々節名について

- (1) 名称の設定について

本市の報償費における細々節名は一般的な名称とされる「講師謝礼」「謝礼」「報償費」「記念品」のほか、さらに細分化された名称があった。名称の設定についての分類は第6表のとおりである。

第6表 細々節の名称の設定について

細々節の名称	件数	構成比(%)	種類	構成比(%)
一般的な名称	154	78.2	4	10.5
細分化された名称	43	21.8	34	89.5
合計	197	100.0	38	100.0

なお、細分化された名称のものは、「観光基本計画推進委員会委員謝礼」(商工観光課)、「民生委員・児童委員報償費」(福祉課)、

「文化財報償費」（生涯学習課）、「卒業記念品」（学校教育課）等があった。

4 源泉徴収について

(1) 源泉徴収の有無

源泉徴収の有無について、報償費を金銭で支出したものは第7表のとおりである。

源泉徴収が行われているのは129件（79.6%）、行われていないのは33件（20.4%）となっている。

源泉徴収していない主な理由は、支払先が法人であるほか、法人税法上の人格なき社団と見なしたためであった。

表7表 報償費を金銭で支出した場合における源泉徴収の有無

源泉徴収	件数	構成比(%)
源泉徴収している	129	79.6
源泉徴収していない	33	20.4
合計	162	100.0

5 個別調査結果の概要

(1) 個別に聞き取りを行った対象

調査票での調査終了後、講座等が多数開催され講師の職も多岐に渡ること、また、講演会、委員会及び託児等報償費の内容が豊富であることから子育て支援課及び生涯学習課の2課を抽出して聞き取りを行った。

(2) 支出金額の根拠について

課内決裁で独自に決定したものが多数を占めるが、臨時職員の時間給及び稲沢市協議会等委員報償費支払基準等、類似した基準を参考にして決定していた。生涯学習課では課内で内規的に有している講師謝礼基準表も活用していたが、同一条件においても金額に相違が見られた。

託児者に対する謝礼等、複数の課で共通して実施している事業については、各課で調整のうえ同一金額を設定していた。

(3) 源泉徴収事務について

子育て支援課は独自に報償費の支払いに係る事務一覧表を作成し、支払い及び明細書の送付等に漏れがないよう工夫していた。

6 むすび

今回の監査対象とした報償費においては、主に講習会や研修会の講師謝礼、事業への協力謝礼に係るものであるが、おおむね適正に事務処理が執行されているものと認められたが、今後の事務処理に当たっては、以下の点に留意されたい。

報償費には、講習会、講演会、研究会等の講師謝礼等役務の提供に対する反対給付のほかに、施設の利用等感謝の意を含むもの、表彰に係るもの、その他奨励的意味を持つ買上金があるとされている。当市の細々節名は、謝礼、〇〇謝礼、報償費、〇〇委員報償費など数多く使用されている。会議に出席する委員への報償費に関しても謝礼、報償費、〇〇委員報償費が混在し、若干不明瞭になっているので分かりやすい名称とするよう努められたい。

支出額にあつては、講師が同一人物である場合においても、事業によって講師謝礼額が違うなど、単価や算出根拠が基準で定まっていないため、客観性や妥当性において疑問の残る部分もあった。このことから、支出額に客観性や妥当性を持たせ、異なった解釈の生じないよう講師謝礼等について、市としての具体的な支出の基準を設け、それを指標として備えるよう図られたい。

源泉徴収については、支払決裁時に所得税法の条名及び源泉徴収率を明記することにより処理がなされているが、正確な処理を行うため、所得税法及びその施行令、基本通達の運用方法は逐次、税務署に確認をされたい。また、市民団体などの人格なき社団等に対する支出においては、源泉徴収の必要性の有無を慎重に確認を行うよう努められたい。

最後に、コロナ禍で様々な講演会が中止になっているが、これを機に、事業の必要性、有用性の見直しを行い、経費の削減に努められたい。